

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第一条関係）

改正案

現行

（前略）

（期末手当）
第八条（略）

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、三月に支給する場合においては百分の一十五、六月に支給する場合においては百分の百七十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百九十二・五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

| | | 在職期間 | | 割合 |
|---------|------|---------------------|----------------|-------|
| | | 基準日が三月一日又は六月一日である場合 | 基準日が十二月一日である場合 | |
| 三月 | 六月 | 基準日が三月一日又は六月一日である場合 | 基準日が十二月一日である場合 | 百分の六十 |
| 一月十五日未満 | 三月未満 | 百分の三十 | 百分の六十 | 百分の三十 |

（前略）

（期末手当）
第八条（略）

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に、三月に支給する場合においては百分の一十五、六月に支給する場合においては百分の百七十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百九十二・五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

| | | 在職期間 | | 割合 |
|-------------|----------|---------------------|----------------|-------|
| | | 基準日が三月一日又は六月一日である場合 | 基準日が十二月一日である場合 | |
| 三月 | 六月 | 基準日が三月一日又は六月一日である場合 | 基準日が十二月一日である場合 | 百分の六十 |
| 一月十五日以上三月未満 | 三月以上六月未満 | 百分の三十 | 百分の六十 | 百分の三十 |

3・4 (略)

(後略)

付則

(施行期日等)

1| この条例中第一条の規定及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定及び付則第三項の規定は令和五年四月一日から施行する。

2| 第一条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(令和五年六月に支給する期末手当に関する経過措置)

3| 令和五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第八条第二項の規定の適用については、同項中「六月以内」とあるのは「三月以内」と、同項の表中「六月」とあるのは「三月」と、「三月以上六月末満」とあるのは「一月十五日以上三月末満」と、「三月末満」とあるのは「一月十五日未満」とする。

3・4 (略)

(後略)

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改 正 案 改 正 前

（前略）

（期末手当）

第八条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員（以下この条において「議員」という。）で六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前一月以内に、退職、失職又は死亡した議員（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に百分の百九十五を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

（前略）

（期末手当）

第八条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員（以下この条において「議員」という。）で三月一日、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前一月以内に、退職、失職又は死亡した議員（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）において同項に規定する者に支給すべき第二条に定める議員報酬月額に百分の百四十五を乗じて得た額に百分の百九十五を乗じて得た額に、基準日以前六月に支給する場合においては百分の百七十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百九十二・五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間 — 割 合

在 職 期 間

— 割 合

| | |
|----------|-------|
| 六月 | 百分の百 |
| 三月以上六月未満 | 百分の六十 |
| 三月未満 | 百分の三十 |

3・4 (略)

(後略)

付 則

(施行期日等)

- 1 | この条例中第一条の規定及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定及び付則第三項の規定は令和五年四月一日から施行する。
- 2 | 第一条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和四年十二月一日から適用する。
(令和五年六月に支給する期末手当に関する経過措置)
- 3 | 令和五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第八条第二項の規定の適用については、同項中「六月以内」とあるのは「三月以内」と、同項の表中「六月」とあるのは「三月」と、「三月以上六月未満」とあるのは「一月十五日以上三月未満」と、「三月未満」とあるのは「一月十五日未満」とする。

| | |
|---------------------|----------------|
| 基準日が三月一日又は六月一日である場合 | 基準日が十二月一日である場合 |
| 三月 | 六月 |
| 一月十五日以上三月未満 | 三月以上六月未満 |
| 一月十五日未満 | 三月未満 |

3・4 (略)

(後略)